

令和 4 年 1 月 26 日

国民年金保険料収納事業の実績報告 (令和 2 年度開始事業)

1. 事業概要

(1) 委託業務内容

日本年金機構（以下「機構」という。）が実施している国民年金保険料の収納業務のうち、国民年金保険料の滞納者（強制徴収対象者を除く。）に対する納付督促業務、免除等申請勧奨業務等を委託するものである。

令和 2 年度開始事業は 17 地区（304 年金事務所）において、次の①から④の業務を包括的に実施している。

- ① 滞納者に対する国民年金保険料の納付督促業務
- ② 滞納者に対する国民年金保険料の免除等申請手続の勧奨業務
- ③ 事業報告書等の作成・報告業務
- ④ 月例打合せ会議等の対応

(2) 委託期間

第 1 期：令和 2 年 10 月～令和 3 年 4 月（7 か月）

第 2 期：令和 3 年 5 月～令和 4 年 4 月（12 か月）

第 3 期：令和 4 年 5 月～令和 5 年 4 月（12 か月）

※ 本報告は、令和 2 年度開始事業第 1 期の実績報告である。

(3) 受託事業者

アイヴィジット・東洋紙業共同企業体
株式会社バックスグループ

※ 地区ごとの受託事業者は別添 1 を参照。

(4) 受託事業者決定までの経緯

令和 2 年度開始事業については、国民年金保険料収納事業民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）に基づき、全国を 18 地区に分けて入札を実施している。

入札にあたっては、入札参加者（3 者）から応札を希望する地区ごとに提出された提案書を国民年金保険料収納事業に係る提案書評価委員会に諮り、必須項目審査において評価基準を満たしていた 3 者に対し、加点項目審査を実施したうえで技術評価点を付与した。

また、入札価格については、令和 2 年 7 月 16 日及び同月 17 日に行った入札において、17 地区（304 年金事務所）については予定価格の範囲であった入札参加者に対して価格評価点を算出し、地区ごとに総合評価を行った結果、総合評価点（技術評価点と価格評価点の合計点）

の最も高い者をそれぞれ落札者としている。

なお、不調により落札者が決定しなかった 1 地区 (8 年金事務所) については、実施要項において契約期間を最長で 6 か月間延長することができる規定となっていることから、協議を行ったが、延長には至らなかった。

※ 落札者が決定しなかった 1 地区 (8 年金事務所) については、改めて入札を実施し、上記と同様の方法により総合評価点 (技術評価点と価格評価点の合計点) の最も高い者を落札者としている。

2. 実施経費の状況

(1) 実施経費の比較

今回の事業と前回の事業における実施経費を比較すると、前回の事業が約 25.8 億円 (単月で換算すると約 3.7 億円) であったのに対し、今回の事業は約 26.3 億円 (単月で換算すると約 3.8 億円) となっている。

増加要因は、令和 2 年 4 月に施行された短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律により受託事業者の業務従事者の賃金単価が上昇したことによるものと考えられる。

※ 1 比較対象期間は 3 (2) と同様。

※ 2 単月換算は、実施経費を 7 か月 (10 月～翌年 4 月) で除して算出。

事業／単月換算 (比較対象期間)	実施経費 (税込)
令和 2 年度開始事業第 1 期分 [A]	2,632,731,500 円
単月換算 (令和 2 年 10 月～令和 3 年 4 月) [B]	376,104,500 円
平成 29 年度開始事業第 3 期分 [C] + 平成 30 年度開始事業第 2 期分	2,582,602,113 円
単月換算 (令和元年 10 月～令和 2 年 4 月) [D]	368,943,159 円
実施経費の差額 (A - C)	50,129,387 円
単月換算の差額 (B - D)	7,161,341 円

(2) 増減額措置の状況

達成目標の達成を促進するために、受託事業者に対して達成目標の達成状況等に応じた増減額措置を講じており、実績に基づく増減額措置は次のとおりとなっている。

令和2年度開始事業 第1期分	令和2年10月～令和3年4月		
	期別委託費(税込) 〔A〕	増減措置額(税込) 〔B〕	増減措置後の額(税込) 〔A+B〕
	2,632,731,500円	155,676,769円	2,788,408,269円

※ 地区ごとの増減額措置の状況は別添2を参照。

(3) 増減額措置の考え方

① 達成目標

(ア) 増額の場合

- ・ 達成目標 110%まで
各達成目標について、それぞれ超過した割合 0.1%ごとに、0.05%を各事務所別基本額に乗じて得た額を増額する。
- ・ 達成目標 110%超過から 120%まで
各達成目標について、それぞれ超過した割合 0.1%ごとに、0.2%を各事務所別基本額に乗じて得た額を増額する。
- ・ 達成目標が 120%を超過した場合
各達成目標について、それぞれ超過した割合 0.1%ごとに、0.1%を各事務所別基本額に乗じて得た額を増額する。

なお、超過した割合が 0.1%未満の場合は、切り下げる。

また、増額は各年金事務所別基本額の 25%を限度とする。

(イ) 減額の場合

- ・ 達成目標が 95%以上 100%未満
各達成目標について、それぞれ未達成割合 0.1%ごとに、0.2%を各事務所別基本額に乗じて得た額を減額する。
- ・ 達成目標が 80%以上 95%未満
各達成目標について、それぞれ未達成割合 0.1%ごとに、0.05%を各事務所別基本額に乗じて得た額を減額する。
- ・ 達成目標が 80%未満
各達成目標について、それぞれ未達成割合 0.1%ごとに、0.1%を各事務所別基本額に乗じて得た額を減額する。

なお、未達成割合が 0.1%未満の場合は、切り上げる。

また、減額は各年金事務所別基本額の 25%を限度とする。

(ウ) 天災地変を理由とした達成目標の設定見直し

台風、地震などの天災地変により機構が受託事業者に対して納付督促業務及び免除等申請手続の勧奨業務を中止するよう求めたものについては達成目標の設定を見直している。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、前回の事業とは違い、今回の事業では開始前から影響下にあったため、受託事業者に対してその影響を踏まえた督促計画を設定するよう指示をしていたことから、見直しの対象としていない。

② 口座振替等の勧奨業務に関する措置

口座振替（クレジットカード納付）獲得件数について、獲得目標を上回った場合は、各年金事務所別基本額の 5%の額を増額し、獲得目標を下回った場合は、各事務所別基本額の 3.5%の額を減額する。

③ 戸別訪問による電話番号整備に係る成功報酬

滞納者情報に電話番号情報が収録されていない者について、電話番号が判明した件数 1 件につき、100 円（税抜）を支払う。

④ 事故・事務処理誤りによる減額

受託事業者による事故・事務処理誤りを発生させた場合に、影響のあった対象者を管轄する年金事務所の基本額について、最大 5%の額を減額する。

3. 確保されるべき事業の質の達成状況

(1) 達成目標の達成状況

年金事務所との一層の連携・強化を図るために、達成目標の指標として、年金事務所ごとに督励納付率を設定している。

達成目標の達成状況を見ると、現年度については未達成となっているものの、例年の達成率と同水準を確保している。一方で過年度1年目及び過年度2年目については達成している。

[達成目標に対する達成率の比較 (全地区合計)]

令和2年度開始事業第1期分 (令和2年10月～令和3年4月)		現年度	過年度1年目	過年度2年目
304 事務所	実績	5.01%	2.10%	0.98%
	達成目標	5.46%	1.88%	0.66%
	達成率	91.83%	111.86%	148.57%

平成30年度開始事業第2期分 (令和元年5月～令和2年4月)		現年度	過年度1年目	過年度2年目
196 事務所	実績	20.82%	12.44%	7.49%
	達成目標	22.33%	11.76%	10.61%
	達成率	93.24%	105.81%	70.56%

平成29年度開始事業第3期分 (令和元年5月～令和2年4月)		現年度	過年度1年目	過年度2年目
116 事務所	実績	7.83%	3.67%	2.03%
	達成目標	8.34%	4.42%	2.59%
	達成率	93.86%	83.09%	78.63%

※ 地区ごとの達成目標の達成状況は別添3を参照。

〔達成目標の算出方法〕

※ 下線部分が前回の事業からの変更点

現年度	
令和2年度開始 事業第1期分	$\text{事業者の実績} = \frac{\text{事業者督励月数 (現年度)}}{\text{納付対象月数} - \text{納付期限内納付月数} - \text{強制徴収による収納月数}}$
平成30年度開始 事業第2期分	$\text{事業者の実績} = \frac{\text{納付期限後納付月数} - \text{強制徴収による収納月数} - \text{特別催告状の効果による収納月数}}{\text{納付対象月数} - \text{納付期限内納付月数}}$
平成29年度開始 事業第3期分	$\text{事業者の実績} = \frac{\text{納付期限後納付月数} - \text{強制徴収による収納月数} - \text{特別催告状の効果による収納月数}}{\text{納付対象月数}}$

過年度1年目	
令和2年度開始 事業第1期分	$\text{事業者の実績} = \frac{\text{事業者督励月数 (過年度1年目)}}{\text{納付対象月数} - \text{前年度末現年度納付月数} - \text{強制徴収による収納月数}}$
平成30年度開始事業 第2期分	$\text{事業者の実績} = \frac{\text{当年度納付月数} - \text{強制徴収による収納月数} - \text{特別催告状の効果による収納月数}}{\text{納付対象月数} - \text{前年度末現年度納付月数}}$
平成29年度開始事業 第3期分	$\text{事業者の実績} = \frac{\text{当年度納付月数} - \text{強制徴収による収納月数} - \text{特別催告状の効果による収納月数}}{\text{納付対象月数}}$

過年度2年目	
令和2年度開始 事業第1期分	$\text{事業者の実績} = \frac{\text{事業者督励月数 (過年度2年目)}}{\text{納付対象月数} - \text{前年度過年度1年目納付月数} - \text{強制徴収による収納月数}}$
平成30年度開始 事業第2期分	$\text{事業者の実績} = \frac{\text{当年度納付月数} - \text{強制徴収による収納月数} - \text{特別催告状の効果による収納月数}}{\text{納付対象月数} - \text{前年度過年度1年目納付月数}}$
平成29年度開始 事業第3期分	$\text{事業者の実績} = \frac{\text{当年度納付月数} - \text{強制徴収による収納月数} - \text{特別催告状の効果による収納月数}}{\text{納付対象月数}}$

〔用語の定義〕

	用語	定義
1	事業者督促月数	事業者が電話又は戸別訪問により本人等と接触した事蹟のある日又は事業者が文書を送付した日のいずれか以降、翌月末日までに納付された月数
2	納付対象月数	納付すべき月数のうち、免除された月数を除いた月数
3	納付期限内納付月数	納付期限までに納付された月数
4	納付期限後納付月数	納付期限を超過して納付された月数
5	強制徴収による収納月数	強制徴収対象者より納付された月数
6	特別催告状の効果による収納月数	特別催告状を送付してから一定期間内のうちに納付された月数
7	前年度末現年度納付月数	前年度末時点における現年度分として納付された月数
8	前年度過年度 1 年目納付月数	前年度末時点における過年度 1 年目分として納付された月数

(2) 実績報告についての調査

① 調査方法

実施要項に基づき、前回の事業と今回の事業を比較の上、次の(ア)～(ウ)の項目について、調査を行っている。

- (ア) 滞納者 1 人当たりの督促回数の比較
- (イ) 滞納者 1 人当たりの納付月数の比較
- (ウ) 納付月数 1 月獲得に要した費用

〔前回の事業と今回の事業の比較対象期間〕

令和元年度												令和2年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
平成29年度開始事業第3期 平成30年度開始事業第2期												平成29年度開始事業第4期 平成30年度開始事業第3期				令和2年度開始事業第1期								
前回事業 (比較対象)												今回事業												

② 調査結果

(ア) 滞納者 1 人当たりの督促回数の比較

令和2年2月～令和3年4月までの間、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、戸別訪問業務を原則中止したため、その督促分については電話督促又は文書督促の回数を増加することでカバーしている。

その結果、前回の事業と今回の事業を比較すると、滞納者 1 人当たりの文書督促回数は、前回の事業に比べ、今回の事業では 0.94 回 (0.13 回) と上回っている。

上段：比較対象期間（7か月）の督促回数
下段：1か月あたりの督促回数

事業／比較対象期間	電話督促	訪問督促	文書督促	合計
令和2年度開始事業第1期分 (令和2年10月～令和3年4月)	2.13回 (0.30回)	—	0.94回 (0.13回)	3.06回 (0.44回)
平成30年度開始事業第2期分 (令和元年10月～令和2年4月)	2.47回 (0.35回)	0.38回 (0.05回)	0.66回 (0.09回)	3.51回 (0.50回)
平成29年度開始事業第3期分 (令和元年10月～令和2年4月)	2.32回 (0.33回)	0.35回 (0.05回)	0.62回 (0.09回)	3.28回 (0.47回)

(イ) 滞納者 1 人当たりの納付月数の比較

上記 (ア) と同様に戸別訪問業務を原則中止したため、今回の事業では電話督促による納付月数を比較している。

その結果、前回の事業と今回の事業を比較すると、電話督促により接触できた滞納者 1 人当たりの納付月数は、前回の事業に比べ、今回の事業では 0.87 月と上回っている。

事業／比較対象期間	納付月数
令和 2 年度開始事業第 1 期分 (令和 2 年 10 月～令和 3 年 4 月)	0.87 月
平成 30 年度開始事業第 2 期分 (令和元年 10 月～令和 2 年 4 月)	0.82 月
平成 29 年度開始事業第 3 期分 (令和元年 10 月～令和 2 年 4 月)	0.76 月

(ウ) 納付月数 1 月獲得に要した費用の比較

今回の事業と前回の事業を比較すると、納付月数 1 月獲得に要した費用は、前回の事業に比べ、今回の事業では 974.5 円と上回っている。

なお、この要因は、上記 2 (1) のとおり賃金単価の上昇等により経費が増加したためと考えられる。

事業／比較対象期間	費用
令和 2 年度開始事業第 1 期分 (令和 2 年 10 月～令和 3 年 4 月)	974.5 円
平成 30 年度開始事業第 2 期分 (令和元年 10 月～令和 2 年 4 月)	858.3 円
平成 29 年度開始事業第 3 期分 (令和元年 10 月～令和 2 年 4 月)	796.5 円

4. 評価のまとめ

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、戸別訪問業務を中止するなど様々な制約がある中で、達成目標は現年度については未達成となっているものの、例年の達成率と同水準を確保するとともに、過年度 1 年目及び過年度 2 年目については達成していることから、概ね良好に事業が実施されているものと評価することができる。

令和 5 年度開始事業 (令和 5 年 5 月～令和 8 年 4 月予定) の次期調達にあたっては、新規事業者の参入により、これまで以上に競争性が高まり、督促品質の向上と適正価格が実現できる環境の整備について検討を進める。